# 管理職メンタルヘルス相談料の請求について

公立学校共済組合徳島支部では、組合員のこころの健康保持増進のため、<u>所属所の管理職がメンタルへルス不調者本人又はその家族を交えず主治医と面談した場合、</u>その相談料を当支部にて負担することとしています。

つきましては、制度の趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

### 〈手続きの流れ〉

1 面談を希望する所属所の管理職が面談当日、「管理職メンタルヘルス相談料請求書」及び「管理職メンタルヘルス相談に係る同意書の写し」を持参します。



2 医療機関は請求書に必要事項を記入・押印後、面談者にお渡しください。



3 当支部において、指定口座への支払手続きを行います。

## 〈面談経費について〉

公立学校共済組合徳島支部が負担します。

### 〈その他〉

不明な点は、当支部までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

徳島県教育委員会福利厚生課内 公立学校共済組合徳島支部 健康支援担当

TEL 088-621-3179